

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和2年11月

横浜市水道局

本質問回答書は、令和2年9月29日（火）から10月13日（火）までに受け付けた、西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る入札説明書等に関する質問への回答を記載したものです。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和2年9月29日（火）午前9時から
令和2年10月13日（火）午後5時まで

入札説明書等に関する質問に対する回答書：106件

入札説明書	15件
要求水準書	49件
実施要領書	15件
基本協定書（案）	0件
基本契約書（案）	5件
建設工事請負契約特約条項	2件
運転・維持管理委託契約特約条項	20件
合計	106件

① 入札説明書：15 件

1 競争入札に付する事項	2 件
2 入札参加資格	3 件
3 入札参加の手続	7 件
4 入札参加資格の確認	0 件
5 入札参加資格の喪失	0 件
6 入札に必要な書類を示す場所	0 件
7 入札説明書の交付等	0 件
8 入札及び開札等	0 件
9 入札の無効	0 件
10 開札における注意事項	0 件
11 技術資料のプレゼンテーション・ヒアリング並びに技術資料の審査及び技術評価点の算出	0 件
12 落札予定者の決定及び落札者の決定	1 件
13 入札保証金及び契約保証金	0 件
14 基本契約締結後に締結する建設工事請負契約及び運転・維持管理委託契約における契約金の支払方法	0 件
15 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との建設工事請負契約	0 件
16 その他	1 件
17 Summary	0 件
別紙 1	0 件
その他事項	1 件
合計	15 件

② 要求水準書：49 件

第 1 総則	
1 本書の位置付け	4 件
2 事業内容に関する事項	0 件
3 事業の考え方	0 件
第 2 基本要件	
1 本施設の立地条件	2 件
2 本施設の概要	0 件
3 本事業に係る前提条件	4 件
4 本事業の主要な要求水準	4 件
第 3 設計及び工事業務に関する要求水準	

1 基本方針	0 件
2 事前・事後調査業務	7 件
3 設計業務	7 件
4 工事業務	2 件
5 監理業務	0 件
第4 運転・維持管理業務に関する要求水準	
1 基本方針	1 件
2 業務の進め方	0 件
3 運転管理業務	0 件
4 保守点検業務	2 件
5 修繕業務	3 件
6 水質管理業務	1 件
7 清掃業務	0 件
8 ユーティリティ等の調達・管理業務	0 件
9 保安業務	0 件
10 施設見学対応協力業務	0 件
11 災害、事故の対策及び対応業務	1 件
12 事業終了時の引継ぎ業務	0 件
別紙	11 件
合計	49 件

③ 実施要領書：15 件

1 適用	0 件
2 用語の定義	0 件
3 スケジュール	0 件
4 技術提案等の評価項目	0 件
5 技術提案等の評価基準	0 件
6 提出を要する書類	0 件
7 提出資料の作成方法	1 件
8 提出資料の提出方法	0 件
9 提出資料作成に関する質問・回答等	0 件
10 落札者決定手順	0 件
11 入札参加資格の確認	0 件
12 応札について	0 件
13 要求水準基礎審査	0 件

14 提出資料のプレゼンテーション・ヒアリングに関する事項	2件
15 予定価格及び調査基準価格に関する事項	0件
16 総合評価落札方式による評価の方法	2件
17 落札者の決定方法	0件
18 評価結果等の公表	0件
19 落札者の設計、施工及び運営方法等	0件
20 技術提案等及び提出資料の責任の所在	0件
21 技術提案等が達成されなかったときの対応等	0件
22 要求水準基礎審査結果及び評価結果に対する苦情申立て	0件
23 その他	0件
別紙	6件
第1号様式	0件
第2号様式	0件
第3号様式	3件
第4号様式	0件
第5号様式	1件
第6号様式	0件
合計	15件

④ 基本協定書（案）：0件

⑤ 基本契約書（案）：5件

第1条（目的等）	0件
第2条（定義）	0件
第3条（各事業の趣旨の尊重）	0件
第4条（事業日程）	0件
第5条（建設JVの結成）	0件
第6条（工事請負契約等の締結）	0件
第7条（違約金）	0件
第8条（役割分担）	0件
第9条（SPCの運営）	0件
第10条（施設の契約内容不適合に関する責任）	2件
第11条（SPCへの代表企業の保証）	0件
第12条（モニタリング実施計画）	0件
第13条（計算書類等の提出）	0件
第14条（本契約上の権利義務の譲渡の禁止）	0件

第 15 条（債務不履行）	0 件
第 16 条（契約の解除）	0 件
第 17 条（契約解除の効果）	1 件
第 18 条（秘密情報の取扱い）	2 件
第 19 条（個人情報の保護）	0 件
第 20 条（本契約の変更）	0 件
第 21 条（管轄裁判所）	0 件
第 22 条（本契約の有効期間）	0 件
第 23 条（準拠法及び解釈）	0 件
第 24 条（その他）	0 件
別紙	0 件
合計	5 件

⑥ 建設工事請負契約特約条項：2 件

第 1 条（総則）	0 件
第 2 条（設計図書）	1 件
第 3 条（主任技術者の途中交代）	0 件
第 4 条（技術提案等に基づく施工）	0 件
第 5 条（違約金）	0 件
第 6 条（税制度の新設・変更）	1 件
第 7 条（調査基準価格を下回る金額での契約）	0 件
第 8 条（秘密情報の取扱い）	0 件
その他特約条項等	0 件
合計	2 件

⑦ 運転・維持管理委託契約特約条項：20 件

第 1 条（総則）	1 件
第 2 条（設計図書）	1 件
第 3 条（運転・維持管理業務に係る対価及びモニタリング対象対価の支払等）	0 件
第 4 条（ユーティリティに係る費用の支払）	0 件
第 5 条（技術提案等に基づく履行）	0 件
第 6 条（違約金等）	0 件
第 7 条（税制度の新設・変更）	1 件
第 8 条（保険等）	0 件
第 9 条（不可抗力による損害）	0 件

第 10 条（汚泥の有価利用）	0 件
第 11 条（履行期間の満了等に伴う運転指導）	1 件
第 12 条（秘密情報の取扱い）	0 件
別紙	16 件
合計	20 件

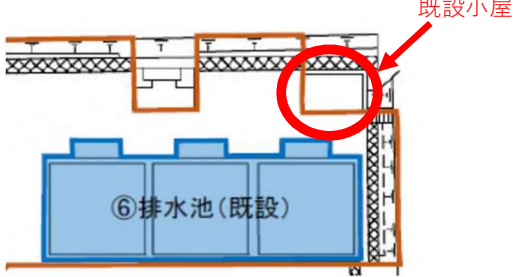
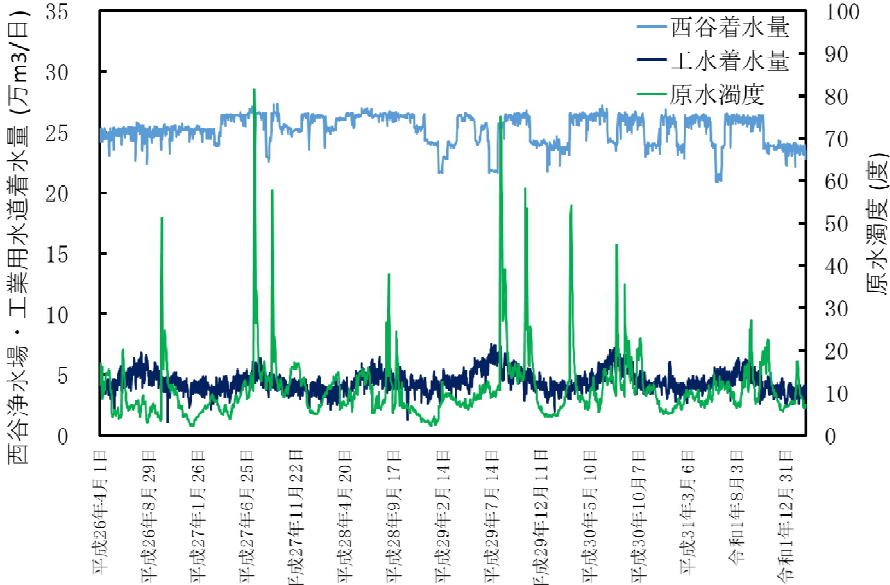
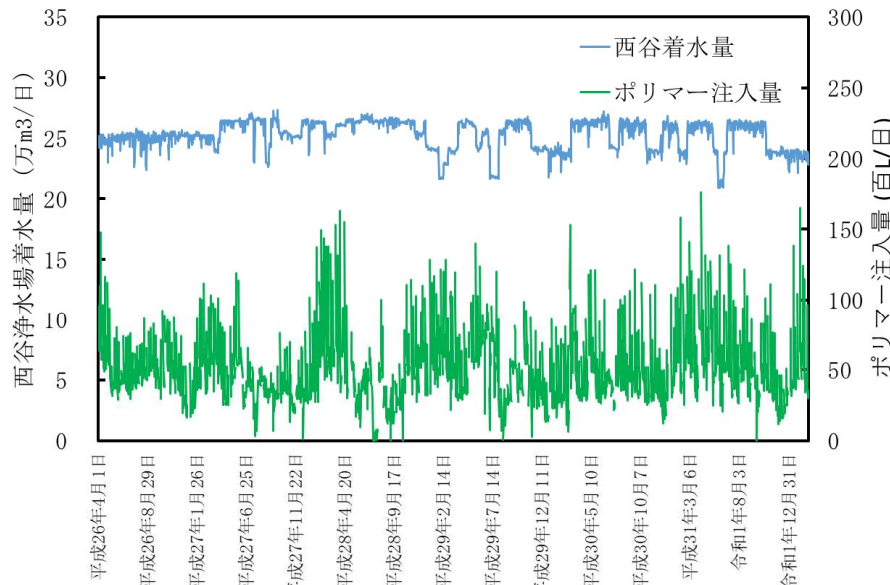
入札説明書等に関する質問に対する回答（11月5日公表）

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
1	入札説明書	リスク分担表						実施方針（案）令和2年1月及び6月修正版に記載されておりました別紙9リスク分担表に該当する資料が今回の公告では確認ができません。リスク分担に関する考え方は6月修正版に準ずる、ということでしょうか。	そのとおりです。 実施方針（案）修正版（令和2年6月公表）別紙9リスク分担表に記載されている内容は、入札説明書第16項第1号ウに定めるとおり、要求水準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、工事請負契約約款（設計・施工一括）、委託契約約款、建設工事請負契約特約条項及び運転・維持管理委託契約特約条項に示しています。	
2	入札説明書	調査基準価格		1	(7)			調査基準価格は開札後に公表となっておりますが、「横浜市水道局西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る設計・施工・運営一括発注実施に関する取扱要綱」第7条において、予定価格に10分の7.5から10分の8.5の範囲内で管理者が定める割合を常じて得た額とするとなっております。割合に幅がかなりあるのですが、その割合によって調査基準価格未満での入札となってしまう場合、技術者を施工現場に専任で1名以上配置しなければならないとなっております。（入札説明書 15 調査基準価格未満で入札を行った者との建設工事請負契約（4））それにより人員配置計画が変わりますので入札前に開示してはいただけないでしょうか。	調査基準価格は、入札前に公表できません。 なお、入札説明書第1項第7号に定めるとおり、調査基準価格は開札後に公表します。	
3	入札説明書	建設工事請負締結		1	(8)	(エ)		「建設工事請負契約を締結する」とありますが、実施方針（案）令和2年6月修正版に令和3年7月と明記されていますが変更、ご座りませぬでしょうか。	現時点では、建設工事請負契約の締結は、令和3年7月を予定しています。 ただし、落札者との協議状況により前後する可能性があります。	
4	入札説明書	入札参加資格		2	(1)	オ		2 入札参加資格（1）オにおいて、「入札参加資格確認申請書類の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。ただし、前項第8号イ（エ）に掲げる建設工事請負契約を締結する者及び同号イ（オ）に掲げる運転・維持管理委託契約の締結する者の変更は認めないものとする。」とありますが、入札参加資格の確認後、諸事情により、構成員を変更せざるを得なくなった場合で、かつ、その変更を貴市より「やむを得ない事情」として判断されなかった場合、企業グループは入札を辞退しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、貴市よりペナルティを科されることはございますでしょうか。	前段については、入札書を提出するまでは、入札辞退書を提出することにより辞退することができます。 入札書提出後は、辞退することができず、開札を行い、結果を公表します。 なお、入札説明書第16項第5号に定める事由に該当しない場合は、構成企業の変更を認めないため、入札参加資格の確認を受けた構成企業で入札手続きを行います。 後段については、入札書を提出する前に辞退した場合、又は入札書を提出したが落札予定者にならなかった場合は、ペナルティを科しません。	
5	入札説明書	技術者配置について		2	(3)	ア	(7)	i	「1社が複数の業種を担当する場合は、その業種ごとに監理技術者を配置すること」との記載がありますが、担当する複数の業種の全ての資格を持つ監理技術者を配置する場合は1名でも宜しいでしょうか。	そのとおりです。
6	入札説明書	工事企業の資格条件		2	(3)	ア	(7)	i	「1社が複数の業種を担当する場合は、その業種ごとに監理技術者を配置すること」とありますが、土木工事と水道施設工事を担当する場合、2名配置するということでしょうか。また施工実績（第2号様式）もそれぞれ提出するのでしょうか。	前段については、そのとおりです。 後段については、複数の業種を担当する場合でも、施工実績調書（第2号様式）（備考）2のとおり、各構成企業につき1枚提出してください。
7	入札説明書	第3号様式について		3	(1)	ア	(7)	h	第3号様式について、「登録日」と「企業グループの成立、解散の時期及び委任期間」を記載する箇所がありますが、いつを記載すれば宜しいでしょうか。	登録日の欄については、入札参加資格確認申請書類を提出する日以前で、企業グループの結成日を記載してください。 企業グループの成立、解散の時期及び委任期間の欄については、登録日と同じ日を記載してください。
8	入札説明書	様式について		3		ウ			各様式について、契約者の印というマークがあるものと無いものがありますが、マークがあるもののみ捺印をするという認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
9	入札説明書	配置管理（担当）技術者		3	(1)	ウ	(ハ)	a	配置管理（担当）技術者届出書（第6号様式その1）に記載する技術者数は1名とする。との記載がありますが、設計期間中の一級建築士と技術士、工事監理の一級建築士の3名が必要だと理解しています。第6号様式その1にはそれぞれ1名記載するとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加者の企業に所属する設計を行う一級建築士及び工事監理を行う一級建築士を配置する場合は、配置管理（担当）技術者届出書（第6号様式その1）にそれぞれ1枚につき1人記載し、合計2枚提出してください。 ただし、入札参加者の企業以外に所属する工事監理を行う一級建築士を配置する場合は、入札参加者に所属する設計を行う一級建築士のみ同様に記載し、1枚提出してください。 なお、同様式は、管理技術者又は担当技術者として一級建築士を配置できるかを確認する書類になりますので、技術士を記載する必要はありません。
10	入札説明書	委託業務実績		3	(1)	ウ	(ク)	a	契約書に長期継続契約のため単年度分の契約金額のみ計上されている場合、委託業務実績調書（第7号様式）の契約金額欄には単年度分の契約金額のみの記載でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
11	入札説明書	提出書類の作成方法		3	(1)	ウ	(ク)	a	「(ク)委託業務実績として記載した委託業務に係る契約書等の写しを提出」とありますが、業務概要等（入札参加資格条件に係る部分のみ。）を確認する写しとして仕様書の他、公的資料（HP上の施設紹介、水質検査計画等）を使用してもよろしいでしょうか。	契約書等の写し又は履行証明書のみ受け付けます。 また、「業務名、契約金額、履行期間、発注者、受託者及び業務概要（入札参加資格条件に係る部分のみ。）を確認できる部分のみ」を確認するため、上記項目が記載された書類のみ提出してください。
12	入札説明書	履行証明書		3	(1)	ウ	(ク)	b	履行証明書とは、発注者の印がある業務完了証明書等でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
13	入札説明書	参加資格確認申請について		3	(1)	ウ	(ケ)		参加資格確認書類について、何部提出すれば宜しいでしょうか。	1部提出してください。
14	入札説明書	落札予定者の決定及び落札者の決定		12	(5)				入札価格が調査基準価格を下回る場合は、調査を行うとなっておりますが、調査に対する資料提出は開札後落札候補（予定）者通知書が到着してからと考えてよろしいですか。また、落札候補（予定）者通知書が到着してから何日後に低入札価格調査資料を提出することになりますか。	前段については、そのとおりです。 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、開札後、落札候補（予定）者通知書とともに、低入札価格調査の対象である旨を通知します。 後段については、落札候補（予定）者通知書の送付日の翌々開庁日です。 なお、横浜市ホームページ（ヨコハマ・入札のとびら）に記載されています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答																									
15	入札説明書	技術資料の取り扱い、著作権			16	(3)	イ	入札参加者から提出された技術資料の著作権について、「本市は、～入札参加者の技術資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする」との記載がありますが、使用する際は「入札参加者の承諾を得る」という認識で宜しいでしょうか。	水道局は、選考過程で入札参加者の承諾を得ずに、技術資料の全部又は一部を複製して使用します。ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月条例第1号）に基づく行政文書の開示及びその他公表の必要が生じた場合は、ノウハウ等に該当する箇所を入札参加者に確認した後に、技術資料のうち開示可能な範囲を開示します。																									
16	要求水準書	用語の定義						「簡易な修繕」とは、現場に配置予定の従事者のみで対応できるものと解釈します。ただし応募者により、配置する従事者の技術レベルが異なる場合、簡易な修繕か高度な修繕か判断が異なる可能性が生じる場合があると考えますが、用語の定義をより詳しくご教示いただけないでしょうか。	要求水準書第4の5（1）ア及び（2）アに示す簡易な修繕とは、第4の3 運転管理業務及び4 保守点検業務により発見した異常に対して行うもののうち、故障部品の交換など、メーカー固有の技術によらない修繕です。なお、修繕はその内容によって簡易な修繕と高度な修繕に分類されるもので、従事者の技術レベルによるものではありません。																									
17	要求水準書	用語の定義						「更新対象施設」につきまして、具体的な計画をご教示願います。	更新対象施設は、要求水準書別紙11個別保全計画【参考】に基づく更新を想定しています。																									
18	要求水準書	既存施設の検査済証	4	第1	1	(9)	ア	第4回質問に対する回答書No.25回答にて、一部検査済証がないものがあると記載がありますが、具体的な施設を教えてください。また、検査済証のない施設について図面や構造計算書などはありますでしょうか。あれば資料を貸与頂けないでしょうか。	前段については、基本協定の締結後に示します。中段及び後段については、提供可能な資料を基本協定締結後に提示します。																									
19	要求水準書	既存施設の検査済証	4	第1	1	(9)	ア	第4回質問に対する回答書No.25回答にて、一部検査済証がないものがあると記載がありますが、検査済証のない施設について違法建築物となる場合、適法化するために解体、撤去する必要があります。その場合の対応をご指示下さい。	建築物の計画の通知対象となる敷地は、事業者管理範囲内だけではなく、排水処理施設とその東側の2号配水池や西谷第2分庁舎等を含む敷地となります。事業者にて実施する既存建築物調査の結果、事業者管理範囲外の建築物について、法適合が必要となった場合は、水道局にて解体又は是正を行います。事業者管理範囲内の建築物については本事業の対象としています。ただし、事業者にて既設脱水機棟を流用せず、同建屋の是正が必要となった場合は、水道局にて対応します。																									
20	要求水準書	敷地の確認	9	第2	1			本施設の立地条件に所在地の記載がありますが、敷地境界は確定されていますでしょうか。	外周部の境界は、昭和55年度に実施した国土調査により確定しています。																									
21	要求水準書	敷地の確認	9	第2	1			本施設の立地条件に所在地の記載がありますが、計画敷地全体の一部に地目が宅地でない土地があった場合、「土地の形質の変更」の「質の変更」となり、敷地全体が開発行為として扱うこととなることが懸念されます。確認申請前に事業主側で土地の地目の整理がなされると考えてよろしいでしょうか。	基本計画策定時点では、本事業は、水道施設を整備することを主目的とした施設計画であり、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画の形質の変更にあたらぬため、都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」には該当しないと整理しています。																									
22	要求水準書	スケジュール	12	第2	3	(2)		表 本事業の関連工事のスケジュールと処理能力等浄水処理施設整備（着水井・沈でん池・ろ過池整備）が令和15年度からと記載されていますが、令和2年6月に公表された実施方針（案）要求水準書P10の図、及び西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）の実施方針案では、令和2～14年度の間に整備が行われるとの記載となっております。浄水処理施設の整備時期についてご教示願います。	<p>浄水処理施設整備（着水井・沈でん池・ろ過池整備）の期間は、要求水準書（案）修正版（令和2年6月公表）第2の3「表 本事業の関連工事のスケジュールと処理能力等」の記載のとおりです。要求水準書第2の3「表 本事業の関連工事のスケジュールと処理能力等」は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2～8年度</th> <th>令和9～14年度</th> <th>令和15～22年度</th> <th>令和23年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水処理施設 (DBO方式)</td> <td>排水処理施設再整備 (設計・工事期間) 令和10年度末 浄水 270,000m³/日 (原水) 工水 88,000m³/日 (原水)</td> <td>浄水 394,000m³/日 (原水ベース) 工水 88,000m³/日 (原水)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄水処理施設^{※1} (DB方式)</td> <td>270,000 m³/日</td> <td>135,000 m³/日</td> <td>270,000m³/日 (原水ベース)</td> <td>394,000m³/日 (原水ベース)</td> </tr> <tr> <td>導水管^{※2} (DB方式)</td> <td>導水管整備 (第1工区) 導水能力 270,000m³/日</td> <td>導水管整備 (第2工区)</td> <td>粉末活性炭</td> <td>粒状活性炭</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>導水能力 394,000m³/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）：令和2年9月時点の計画に基づく内容を記載しており、別途発注「西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事」により変更される可能性がある。 ※2 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事</p>		令和2～8年度	令和9～14年度	令和15～22年度	令和23年度～	排水処理施設 (DBO方式)	排水処理施設再整備 (設計・工事期間) 令和10年度末 浄水 270,000m ³ /日 (原水) 工水 88,000m ³ /日 (原水)	浄水 394,000m ³ /日 (原水ベース) 工水 88,000m ³ /日 (原水)			浄水処理施設 ^{※1} (DB方式)	270,000 m ³ /日	135,000 m ³ /日	270,000m ³ /日 (原水ベース)	394,000m ³ /日 (原水ベース)	導水管 ^{※2} (DB方式)	導水管整備 (第1工区) 導水能力 270,000m ³ /日	導水管整備 (第2工区)	粉末活性炭	粒状活性炭				導水能力 394,000m ³ /日	
	令和2～8年度	令和9～14年度	令和15～22年度	令和23年度～																														
排水処理施設 (DBO方式)	排水処理施設再整備 (設計・工事期間) 令和10年度末 浄水 270,000m ³ /日 (原水) 工水 88,000m ³ /日 (原水)	浄水 394,000m ³ /日 (原水ベース) 工水 88,000m ³ /日 (原水)																																
浄水処理施設 ^{※1} (DB方式)	270,000 m ³ /日	135,000 m ³ /日	270,000m ³ /日 (原水ベース)	394,000m ³ /日 (原水ベース)																														
導水管 ^{※2} (DB方式)	導水管整備 (第1工区) 導水能力 270,000m ³ /日	導水管整備 (第2工区)	粉末活性炭	粒状活性炭																														
			導水能力 394,000m ³ /日																															
23	要求水準書	浄水処理能力	12	第2	3	(2)		表 本事業の関連工事のスケジュールと処理能力等 浄水処理施設（DB方式）では令和5～8年度は135,000m ³ /日（原水ベース）の半量処理と記載されていますが、固形物量も半量となるのか或いは他から受け入れる予定があるのかご教示願います。	基本計画では、令和5年度から令和8年度までの期間は、浄水処理施設の処理水量に合わせて、浄水処理施設に起因する発生固形物量も原則半量になると想定しています。ただし、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事により、当該期間の浄水処理施設の処理水量及び発生固形物量が変更される可能性があります。なお、工業用水道鶴ヶ峰沈でん池の処理水量は変更しないため、全体として、発生固形物量は半量にならないと考えます。また、要求水準書で示す施設以外からの受入予定はありません。																									
24	要求水準書	3号配水池排水排出時間	13	第2	3	(3)	ウ	第4回質問に対する回答No.35にて作業期間は1週間程度との回答を頂いておりますが、3号配水池排水排出作業は24時間連続排出で1週間程度と言う認識で宜しいでしょうか。	3号配水池からの排水排出作業は、過去の実績では、8時30分から17時15分までの連続排出で1週間程度を要しています。																									

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
25	要求水準書	機械・電気設備の運転・維持管理業務の分担	15	第2	3	(8)		第4回質問に対する回答No.39にて、「既設施設及び新設施設におけるメーカー対応業務及びメーカー点検は、水道局が行う高度な修繕に含まれます。」とご回答がありましたが、要求水準書では新設対象施設の高度な修繕は事業者の所掌となっております。要求水準書を正とし、新設対象施設における高度な修繕(加圧脱水機のろ布交換等)は、事業者所掌との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 「既設施設及び更新対象施設」におけるメーカー対応業務及びメーカー点検は、水道局が行う高度な修繕に含まれます。
26	要求水準書	既設施設の運転	17	第2	4	(7)		第2回質問に対する回答において、「沈殿池排泥やろ過池洗浄は、冬季であれば7時間程度の停止が可能ですが、要求水準書別紙7に記載の排水弁鳴き量(ゲート弁老朽化による止水不良)や水質計器他その他作業用水については、完全に止水することはできません。」との完全に止水が不可との回答ですが、どの程度の水量があるでしょうか。	要求水準書別紙7水収支フロー図(現況の水収支フロー図)の「排水処理弁鳴き量」及び「その他の作業用水」で水量を示しています。
27	要求水準書	既設施設の運転	17	第2	4	(7)		第2回質問に対する回答において、「沈殿池排泥やろ過池洗浄は、冬季であれば7時間程度の停止が可能ですが、要求水準書別紙7に記載の排水弁鳴き量(ゲート弁老朽化による止水不良)や水質計器他その他作業用水については、完全に止水することはできません。」との完全に止水が不可との回答ですが、断水施工が可能との判断でしょうか。また、断水施工が不可能の場合には、設計変更の対象との理解でよいでしょうか。	前段については、完全に止水することはできないことから、排水渠から排水池への仮設配管及びポンプを設置する等の対策を事業者にて講じてください。 後段については、前述の措置等で対応できる程度の水量であることから、設計変更の対象とはしません。
28	要求水準書	既設施設の運転	17	第2	4	(7)		第2回質問に対する回答において、「沈殿池排泥やろ過池洗浄は、冬季であれば7時間程度の停止が可能ですが、要求水準書別紙7に記載の排水弁鳴き量(ゲート弁老朽化による止水不良)や水質計器他その他作業用水については、完全に止水することはできません。」との回答ですが、7時間での断水施工が不可能な既設配管は更新対象外との理解でよいでしょうか。	No.27の前段の回答を参照してください。
29	要求水準書	災害時、事故時など、緊急を要する対応	18	第2	4	(10)		新設対象施設が竣工するまでの間、災害時、事故時など緊急を要する対応の主体は貴局または事業者のどちらでしょうか。	事業者管理範囲内における災害時、事故時などの緊急を要する対応の主体については、令和4年4月1日(運転・維持管理期間の開始)以降は事業者となります。 要求水準書第4の11(1)に記載のとおり、危機管理マニュアルを作成の上、本施設の運用に支障が出ない運転管理方法及び体制を構築してください。 なお、建設工事請負契約締結後から令和4年3月31日までの間、現場着手している施設については、対応の主体は事業者となり、その他の施設については、対応の主体は水道局となります。
30	要求水準書	地下埋設物調査	20	第3	2	(1)	ウ	「地下埋設物調査」の範囲は、「別紙15 排水処理施設配管図【参考】及び別紙24 排水処理施設ケーブルルート図」の範囲でよろしいでしょうか。	調査範囲は、事業者提案の施設配置・施工方法及び関係法令に基づく事業者と関係機関との協議内容等により異なるため、事業者にて判断した上で、水道局と協議してください。
31	要求水準書	土壌汚染状況調査	21	第3	2	(1)	エ	「土壌汚染状況調査」の範囲は、本施設建屋、水槽の地下部分でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No.30の回答を参照してください。
32	要求水準書	臭気、周辺通行者状況、道路騒音・振動に係る家屋調査	21	第3	2	(1)	キ	「臭気、周辺通行者状況、道路騒音・振動に係る家屋調査」の範囲をご教示願います。	No.30の回答を参照してください。
33	要求水準書	業務の内容	21	第3	2	(1)	キ	臭気、周辺通行者状況、道路騒音・振動に係る家屋調査を行う、とありますが、想定されている具体的な調査内容についてご教示願います。なお工事に係る影響調査との理解でよろしいでしょうか。	前段については、No.30の回答を参照してください。 後段については、要求水準書第3の2で記載している事前・事後調査業務は、設計及び工事業務に係る調査を指しています。
34	要求水準書	車両交通調査	21	第3	2	(1)	ク	「騒音・振動、車両動線の確認をする上での車両交通調査」の範囲をご教示願います。	No.30の回答を参照してください。
35	要求水準書	業務の内容	21	第3	2	(1)	ク	騒音・振動、車両動線の確認をする上での車両交通調査等を行う、とありますが、想定されている具体的な調査内容についてご教示願います。なお工事に係る影響調査との理解でよろしいでしょうか。	前段については、No.30の回答を参照してください。 後段については、No.33の後段の回答を参照してください。
36	要求水準書	テレビ受信障害調査	21	第3	2	(1)	ケ	「建築物によるテレビ受信障害調査」の範囲をご教示願います。	No.30の回答を参照してください。
37	要求水準書	撤去申請	22	第3	3	(1)	ウ	国庫補助対象施設のいわゆる「撤去申請」が必要な施設はございますか。ある場合には申請に必要な書類で、事業者が作成しなければならない書類をご教示願います。	前段については、国庫補助金の交付を受け、整備した施設があるため、撤去時には財産処分に関する手続きが必要です。 なお、財産処分に関する手続きは水道局が行います。 後段については、財産処分に該当する施設の具体的な撤去時期が分かる工程表等の作成を想定しています。
38	要求水準書	産業廃棄物処理業	22	第3	3	(1)	エ (イ)	事業者(SPC)における廃棄物収集運搬及び処分業の許可申請に関して、廃棄物の排出者自ら運搬する場合は廃掃法上、許可は不要と思料致しますが如何でしょうか。また、処分についても排出者たる事業者が業として行うものではないため処分業の許可も不要と考えますが、如何でしょうか。	浄水処理施設から排水処理施設に排出する汚泥(産業廃棄物)の排出事業者は、水道局となります。 本事業は、水道局が産業廃棄物処理施設に係る部分の運転・維持管理を外部法人(排出事業者以外の事業者)に委託する業態となるため、同処理施設の運転・維持管理を行うSPCが、収集運搬及び処分を行う場合は、産業廃棄物処理業許可の取得が必要となります。 前段については、SPCが、浄水処理施設から排水処理施設までの汚泥運搬用のパイプライン(排水池の流入管)を管理するために、収集運搬業の許可が必要となります。 後段については、前述のとおり、SPCが水道局(他者)の産業廃棄物を受け入れるために、処分業の許可が必要となります。
39	要求水準書	産業廃棄物の収集運搬業	22	第3	3	(1)	エ (イ)	企業グループに産業廃棄物の収集運搬業を保有している企業があり、SPC(排出事業者)から脱水ケーキの運搬業務を委託する場合は、SPCが新規に産業廃棄物の収集運搬業の許可取得は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、別の理由により、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を取得する必要がありますので、No.38の回答を参照してください。 なお、SPCが脱水ケーキの運搬業務を委託する場合、SPCと産業廃棄物の収集運搬業を保有している企業との間で、必ず産業廃棄物処理委託契約を締結し、 manifests の交付を行ってください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
				第3	3	(2)	ア	(ロ)		
40	要求水準書	切土、盛土	23	第3	3	(2)	ア	(ロ)	「原則、敷地の地盤高を変更する切土、盛土を伴う造成は行わない」とあり、都市計画法の開発行為に該当しない設計・工事が要求水準であると推察されますが、「区画」や「質」については既に水道局様にて事前に精査され、本事業は開発行為に該当しないと整理された、と理解しますがよろしいでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
41	要求水準書	電気設備設計	26	第3	3	(4)	ウ	(イ)	c 「本事業の工事範囲は、浄水処理施設の監視制御設備に接続するケーブルまでとする。」と記載がありますが、施工期間中に段階的に排水処施設の設備更新を行うに伴い発生する、浄水処理施設の監視制御設備へ排水処理施設の信号を伝送する「排水処理施設監視制御設備着水井・沈殿池SQC（#MP11）盤内の排水処理SQC」の信号変更対応は本事業の工事範囲と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、施工方法は事業者提案によります。
42	要求水準書	受変電・配電設備	27	第3	3	(4)	ウ	(イ)	c 受変電・配電設備が新設された後は、事業者にて排水処理施設区域の電気工作物保安規程を作成するとの記載がありますが、保安規程の内容については、事業者の判断・裁量により決めてよいとの理解でよろしいでしょうか。	電気工作物保安規程は、水道局と協議の上、作成してください。
43	要求水準書	PHS	28	第3	3	(4)	エ	(イ)	公衆PHSサービスは、提供する通信事業者の撤退により近年中にサービス終了となり、新規申し込みが不可能となる可能性があります。貴局との通信に用いる端末はPHSに限らなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	通信手段は事業者提案によります。 なお、事業者が管理する現場間や現場と監視室との連絡手段として通信費用のかからない構内PHSを想定しています。
44	要求水準書	工事業務	31	第3	4				工事するにあたって、植栽、樹木が支障となる箇所がでてきます、樹木は伐採し同等な樹木を植樹する考えでよろしいでしょうか。	工事に支障となる樹木の伐採は可能です。 ただし、伐採対象及び伐採後の植樹は、水道局との協議によります。 なお、関係法令に基づく緑化率を満足するよう整備してください。
45	要求水準書	試運転業務	31	第3	4	(4)	ア		第4回質問書No. 57の回答「試運転に必要な浄水処理施設からの排水等は水道局にて無償で支給します」とありますが新設排水地の水張試験等各種品質試験に係る水は試運転に含まれ無償で支給と考えるとよろしいでしょうか。	そのとおりです。
46	要求水準書	業務時間	34	第4	1	(2)			業務遂行上やむを得ない事情等により、水道局からの要請があった場合は、業務時間以外に対応するとありますが、その場合の時間外費用の扱いについてご教示願います。	要求水準書に示した業務は時間内外を問わず、事業者負担により対応してください。原則要求水準書で示した業務以外を想定していませんが、業務範囲外で水道局から対応を要請した業務で発生した費用については、協議により対応します。
47	要求水準書	個別保全計画	39	第4	4				別紙11の「I-2管路編」のうち、水管橋点検及び漏水調査など、本業務に関連しない記述は業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
48	要求水準書	既設設備消防設備点検	40	第4	4	(4)	ウ		令和4年から新設施設稼働迄の間については既設施設を使用しますが、この期間の消防設備点検は、貴市又は事業所どちらが実施するものかご教示願います。 また、事業者で実施する場合、既設脱水機棟以外の消防設備の機器点数をご教示願います。	前段については、要求水準書第3の3(4)ア(イ)cのとおり、消防設備点検は事業者対応になります。 後段については、旧管理棟にて消防設備点検を実施しています。 機器点数(参考)は、次のとおりです。 ただし、基本協定の締結後に再度事業者にて、現地を確認してください。 1 誘導灯 (1) 避難口誘導灯 C級 6点 (2) 誘導標識避難口 2点 2 自動火災報知設備 (1) 感知器 ①差動式スポット型 21点 ②定温式スポット型 4点 ③煙式スポット型イオン化式非蓄積 1点 ④煙式スポット型光電式非蓄積 13点 (2) 地区音響装置 3点 (3) 発信機 3点 3 消火器具 (1) 粉末10型 12点 (2) 粉末50型 1点
49	要求水準書	高度な修繕	41	第4	5	(1)	イ		高度な修繕の記載に「ただし、内装改修等を伴う建築設備の全面的な更新業務は水道局にて行う。」とありますが、内装改修等の予定をご教示願います。	建築設備は、事業者にて要求水準書 別紙11 個別保全計画【参考】に準じて作成する保守点検マニュアルに基づき、実施する日常点検及び定期点検の結果を踏まえ、要求水準書別紙11個別保全計画【参考】に示す一般的な更新周期を目安に、施設の使用状況、機能的劣化状況及び優先順位検討の視点を踏まえて、水道局が更新時期の判断を行います。
50	要求水準書	高度な修繕	41	第4	5	(1)	イ		貴市にて建築物・土木構造物の「内装改修等を伴う建築設備の全面的な更新」を実施した場合、更新以後の高度な修繕は貴市の分担になるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、No. 49の回答を参照してください。
51	要求水準書	高度な修繕	41	第4	5	(1)	イ		新設対象施設について、「内装改修等を伴う建築設備の全面的な更新業務は水道局にて行う」とありますが、想定される内容をご教示ください(槽内の防食塗装なども含まれるのでしょうか)。	前段については、具体的には、天井の仕上げ材等を撤去した上で行う空調換気設備等の建築設備の更新を想定しています。 後段について、水道局では建築設備を対象しているため、槽内の防食塗装等は想定していません。
52	要求水準書	メーカー定期点検	42	第4	6	(4)			放流水pH計について「年に2回のメーカー定期点検」と記載されていますが、事業者による新設以降も点検内容及び頻度を義務付けるものでしょうか。	事業者による新設以降の放流水pH計の校正などの定期点検は、同等の性能が確保されていることが証明できるのであれば、点検内容及び頻度は事業者提案によるものとします。
53	要求水準書	非常用自家発電設備を稼働できる体制	44	第4	11	(4)			「事業者は、災害、事故発生時に24時間以上非常用自家発電設備を稼働できる体制を常時確保すること」とありますが、24時間以上非常用自家発電設備を稼働できる体制は、災害、事故発生時に確保すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	災害、事故発生時に支障なく対応できるよう、事業者提案により適切な体制を確保してください。 また、非常用自家発電設備の燃料については、常時24時間以上稼働できるように確保してください。
54	要求水準書	事業者管理範囲	別紙2						排水池流入管の更新にあたり、既設3号排水池の北側の建屋(事業者管理範囲外)が支障となります。本建屋は工事開始時期までに貴局により撤去されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者管理範囲内での施工が可能と考えているため、水道局による排水池北側の建屋の撤去は想定していません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所	質問	回答
55	要求水準書	新設対象施設配置	別紙3		<p>既設排水池の北側に、事業者管理範囲から外れている箇所が共同溝ともう一つあり、倉庫と思われる建屋が建っておりますが、口径φ1,000の既設排水池流入配管更新時に本建屋が支障となります。事業者管理範囲外であることから、本建屋の撤去は水道局様にて実施いただくと理解してよろしいでしょうか。</p> 	No. 54の回答を参照してください。
56	要求水準書	設計・工事期間における整備内容と既設仕様等	別紙6		<p>⑬返送池には覆蓋の記載がございません。更新対象外と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。 ただし、返送池ポンプ室建屋及び機械・電気設備の撤去・新設時に支障となる範囲については、事業者にて撤去・新設してください。</p>
57	要求水準書	水質・薬品注入量等実績データ	別紙8		<p>別紙8の元データが閲覧資料26として公表されましたが、原水濁度とポリマー注入量について、平成28年度と平成29年度の値が全て同一となっております。これはいずれかが誤りでしょうか。</p>	<p>要求水準書別紙8水質・薬品注入量等実績データ【参考】で示した原水濁度とポリマー注入量については、平成28年度の値が平成29年度の値となっていましたので、要求水準書別紙8の図1 西谷浄水場・工業用水道鶴ヶ峰沈でん池着水量と原水濁度及び図3 西谷浄水場着水量とポリマー注入量（西谷浄水場排水処理施設）は、次のとおりとします。</p>  <p>図1 西谷浄水場・工業用水道鶴ヶ峰沈でん池着水量と原水濁度</p>  <p>図3 西谷浄水場着水量とポリマー注入量（西谷浄水場排水処理施設）</p>

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
58	要求水準書	排水処理施設既設配管図(上澄水・雨水・汚水管)【参考】	別紙15					既設排水池1号と2号の分配槽の上流側のφ900のバルブを閉めることによって完全止水は可能との理解でよいでしょうか。	排水渠流出管φ900については、そのとおりです。 なお、No.27の回答も参照してください。
59	要求水準書	排水処理施設既設配管図(上澄水・雨水・汚水管)【参考】	別紙15					既設排水池流入管は「φ1000」は、追加閲覧資料の別紙08-1西谷浄水場平面図では「H-1000」、別紙08-2西谷浄水場概要図では「1000HP」との表示となっています。ヒューム管と鋼管の範囲をご教示ください。	要求水準書別紙15排水処理施設既設配管図【参考】の排水処理施設既設配管図(上澄水・雨水・汚水管)【参考】で示したφ1,000の配管はヒューム管となります。 この配管から既設排水池までの分岐部については、鋼管です。 詳細については、基本協定締結後に現地を確認してください。
60	要求水準書	主要配管管路図(既設)	別紙17					φ1,000の既設排水池流入配管の材質をご教示願います。	No.59の回答を参照してください。
61	要求水準書	主要配管管路図(再整備後)【参考】	別紙18					既設排水池流入管は、分配槽を除くすべての範囲が更新範囲となっていますが、完全止水や時間制約(7時間)で更新が不可能の場合は更新しなくてよいとの理解でよいでしょうか。	No.27の前段の回答を参照してください。
62	要求水準書	責任分界バルブ⑩⑪	別紙18					新設バルブ設置(断水連絡)⑩及び⑪を事業者管理範囲外に設置する場合で、配管の更新範囲が変更となる場合は、それに伴う費用等は設計変更の対象との理解でよいでしょうか。	事業者管理範囲内での施工を検討してください。
63	要求水準書	主要配管管路図(再整備後)【参考】	別紙18					追加閲覧資料 追加3 探査ボーリング成果物(埋設管関係資料)によると、ドレーン管φ800SPの位置が図面と異なるため、排泥池流入管φ600SPの更新の支障となります。ドレーン管φ800SPは長期間の停止及び撤去・更新は可能でしょうか。	要求水準書別紙18主要配管管路図(再整備後)【参考】に示す3号配水池ドレン管φ800は、常時使用していないため停止は可能です。停止期間については協議により決定します。 また、支障となる場合は、事業者負担による撤去・新設は可能です。
64	要求水準書	整備内容について	別紙19					西谷浄水場新電気室1F設置の「排水処理施設監視制御設備着水井・沈殿池SQC(#MP11)盤内の排水処理SQC」が事業範囲と記載がありますが、本工事では、このSQCを設置盤内で同機能を有するSQCに更新するという解釈で宜しいでしょうか。	排水処理SQCは、本事業で新たに製作した盤内に新設してください。 なお、排水処理施設監視制御設備着水井・沈殿池SQC(#MP11)盤内の排水処理SQCは、撤去せずに残置としてください。
65	実施要領書	提出資料	4	7				提出資料として、提案設計図面を添付して、提案設計の仕様をご確認頂くことは可能でしょうか？	添付資料を認めているのは、実施要領書第4号-1様式及び同第4号-2様式のみです。 それ以外の様式では、添付資料は認めません。 また、添付資料は、各具体的評価項目の提案を求める範囲に関する内容についてのみ確認を行います。 さらに、同第4号-1様式及び同第4号-2様式の添付資料は、各様式の直後に綴じてください。 なお、直後に綴じられていない添付資料は、評価の対象外とします。
66	実施要領書	プレゼンテーション・ヒアリング	8	14	(1)			「プレゼン」は提出資料に基づく説明資料等により実施」とありますが、パワーポイントを活用したスライド投影によるプレゼンも可能との理解でよろしいでしょうか。	実施要領書第14項第2号に記載のとおり、入札者へ別途通知します。
67	実施要領書	技術資料の審査及び技術評価点の算出	9	16	(1)	キ		別紙1にて、技術資料の文字ポイントは10.5以上とありますが、文章以外の図や表については、読みやすさを考慮のうえで文字ポイントを調整してもよいとの理解でよろしいでしょうか。 図表を用いて提案内容の表現を工夫したいと考えているためです。	そのとおりです。
68	実施要領書	技術資料の審査及び技術評価点の算出	9	16	(1)	キ		技術提案の補足説明を目的として、各様式のほかに別途添付資料(図面やパンフレット、技術の根拠資料等)を提案資料ファイルに綴じて提出してもよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
69	実施要領書	プレゼンテーション・ヒアリング	9	14	(7)			プレゼンに参加する人員について記載がございますが、設計、施工及び運営に係る配置予定者には、営業担当者等も含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
70	実施要領書	提出資料	別紙1					CD-RまたはDVDに技術資料のPDFファイルを格納し提出することになっていますが、CD-RまたはDVDの表面(ラベル)にはウイルスチェックに関する情報以外(事業名、応募者など)は記載しないと認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
71	実施要領書	技術提案等を求める範囲	別紙3					別紙3に提案を求める範囲及び記入方法が示されており、その中で第4号-1様式及び第4号-2様式については、「必要に応じて根拠となる資料を添付してください」との記載がありますが、これらの様式以外につきましては、添付資料を差し込んでいただかないとの認識でよろしいでしょうか。 また、第4号-1様式及び第4号-2様式の添付資料のファイルの綴じ方(関連様式の後ろに綴じるなど)についてご教示願います。	No.65の回答を参照してください。
72	実施要領書	人員配置体制の評価	別紙3					浄水場に配置する人員体制に関する提案については、「Ⅰ.2実施体制の構築」あるいは「Ⅲ.1効率的な運転・維持管理」のどちらに記載すべきと想定されていますでしょうか。	排水処理施設の運転・維持管理に係る人員配置に関する提案は、「Ⅲ.1効率的な運転・維持管理」(実施要領書第5号-1様式)に記載してください。
73	実施要領書	効率的な運転・維持管理	別紙3					Ⅲ.1において、「効率的に運転・維持管理を行えるシステムの導入」とありますが、本項で指す「システム」とは狭義のICT・IoTに限らず、広義の「仕組み」や「制度」などの取り組みも含むと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
74	実施要領書	技術提案の様式	別紙3					様式ごとに枚数が記載されています。根拠資料(図面)を除き添付資料は認められないと解釈してよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
75	実施要領書	技術提案等を求める範囲	別紙3					第4号-1、第4号-2以外の様式については、資料の添付に関する記載がありませんが、同様に必要に応じて資料を添付してもよろしいでしょうか。その場合、各様式ごとに差し込まず、添付資料集として別添としてもよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
76	実施要領書	運転・維持管理費	第3号-1-2様式					運転・維持管理費の各項目に「人件費」がありますが、分割が難しい場合は、任意の費目に一括して計上する形でよろしいでしょうか。	人件費については、全体スライドの対象となる単価を協議する上で基準となる金額のため、分割して記載してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
77	実施要領書	全体年次計画表	第3号-1-2様式					産廃中間処理施設(脱水機)の運転に必要なSPC経費、汚泥有効利用のための運搬費などの経費、SPCの販管費は、「SPC運営費ないしは、その他上記に含まれない費用」のどちらに計上すればよいのかをご教示願います。	産業廃棄物中間処理施設(汚泥脱水機)の運転に必要なSPC経費及びSPCの販管費は、運転管理業務費に、汚泥有効利用のための運搬費などの経費は、運転管理業務費の汚泥の処分費に計上してください。なお、SPC運営費は、SPCを維持するための管理費用(人件費、会計検査費用、事務費用等)のみを計上し、事業に係る費用はSPC運営費には計上しないでください。
78	実施要領書	長期SPC収支計画	第3号-1-3様式					「収入計」には、「運転・維持管理のサービス対価(※1)」の他、「汚泥の有効利用による事業者直接収入」がありますが、様式を修正してもよろしいでしょうか。	汚泥の有効利用による事業者直接収入であることを明確にするために、行を追加しても構いませんが、それ以外の修正は認めません。
79	実施要領書	受入表明書	第5号-5-1様式					入札説明書等では、この受入表明書に関わる記述がありませんが、数量、再生利用方法及び受入条件を確約させる効力を有するものでしょうか(記載内容の途中変更等は協議により認めていただける余地はあるでしょうか)。	前段については、実施要領書第5号-5-1様式は契約書の一部となるため、契約上効力を有します。後段については、記載内容の途中変更等は、協議により認めることがあります。ただし、記載内容の途中変更等により、技術提案等が達成されなかった場合は、事業者が水道局と協議の上、モニタリング対象対価の減額等の措置又は水道局に違約金を支払うかのいずれかを選択することになります。
80	基本契約書(案)	対象施設の契約内容不適合に関する責任	第10条					第3回質問に対する回答No.68にて設計及び工事に契約内容不適合があった場合には「水道局殿が建設JVに是正措置を促すのが基本であり、水道局殿がSPCに対して設計及び工事は是正措置を要求し、かつその際のSPCに生じた費用を建設JVに賠償してもらうようSPCに指示することはない」とのご回答ですが、本条において建設JVがSPCに直接賠償することとなるSPCの損害としてはどのようなものを想定されるのか、例等をご教示いただけませんかでしょうか。	例えば、SPCが運転・維持管理を行う過程で、建設JVが作成した完成図書及び各種マニュアル等の誤りに起因して、SPCに費用の増分が発生した場合を想定しています。なお、建設JVへの直接求償に関する事項は、SPCが判断するものです。
81	基本契約書(案)	対象施設の契約内容不適合に関する責任	第10条					当該条項の「契約内容不適合」は工事請負契約約款の「契約不適合責任」と同一であり、当該条項は、当該約款に定める契約不適合責任期間経過後、本事業の対象施設に損害が生じた場合において、建設JVがSPCに対して損害を賠償することを定めたものではないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
82	基本契約書(案)	契約解除の効果	第17条					基本契約の解除の効果として具体的にどのようなものをご想定なのか、建設工事請負契約(特約条項・契約約款)及び運転・維持管理委託契約(特約条項・契約約款)の各該当条項をご教示ください。	該当条項は契約解除に至る原因により異なりますが、契約解除の要件及びその効果は、工事請負契約約款(設計・施工一括)の第42条から第52条まで、委託契約約款の第35条から第45条までに規定しています。
83	基本契約書(案)	秘密情報の取り扱い	第18条	1				本契約の当事者は2者ではないため、提供者、受領者の他に『他の当事者』が存在することになります。これを前提に考えますと、秘密情報を第三者に開示しようとする際に、当該秘密情報の提供者以外の契約当事者からも承諾を取得する必要があると読み得ますが、提供者以外の契約当事者から承諾を取得する意義は無いものと思料致します。つきましては、「～本契約に別段の定めがある場合を除いては、他の当事者の事前の書面による承諾なしに～」との記載を、「～本契約に別段の定めがある場合を除いては、秘密情報の提供者の事前の書面による承諾なしに～」と修正いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
84	基本契約書(案)	秘密情報の取り扱い	第18条	2				本契約の当事者は2者ではないため、提供者、受領者の他に『他の当事者』が存在することになります。これを前提に考えますと、秘密情報の全部又は一部を複製又は複写しようとする際に、当該秘密情報の提供者以外の契約当事者からも承諾を取得する必要があると読み得ますが、提供者以外の契約当事者から承諾を取得する意義は無いものと思料致します。つきましては、「本契約の当事者は、他の当事者の承諾を要することなく、秘密情報の全部又は一部の～」との記載を、「本契約の当事者は、秘密情報の提供者の承諾を要することなく、秘密情報の全部又は一部の～」と修正いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
85	建設工事請負契約特約条項	共同企業体に関する特約条項	第2条					本条記載の「工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為について」とあるのは、工事請負契約約款(設計・施工一括)第1条第13項「この契約に基づくすべての行為を」と同義であると理解して宜しいでしょうか。	そのとおりです。
86	建設工事請負契約特約条項	税制度の新設・変更	第6条					消費税を除く既存の租税税率の変更や新たな税の設置により契約の実施に係る費用が増加するときは受注者が負担するとの記載がございますが、増税や税制の新設については予見できないため、そのような事態が発生した際に、費用負担について別途ご協議とさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとし、協議の対象外です。
87	運転・維持管理委託契約特約条項	保険等	第1条	2				(総則)第1条2項において、「本施設の所有権は、委託者に属する。」とありますが、第8条では、保険の契約は受託者となっております。火災保険を付保するのは施設の所有者であるべきではないでしょうか。	本条項は火災保険に限らず保険等の契約を義務付けるものではなく、保険等の契約を締結した場合は証書等の提示を求める規定です。ただし、保険に加入せず、水道局に損害を与えた場合は、事業者が損害賠償することになります。
88	運転・維持管理委託契約特約条項	設計図書	第2条					「委託契約約款は、契約締結時に最新版のものが適用される可能性があります」との記載がありますが、内容については協議の余地があると考えてよろしいでしょうか。	協議の対象外です。委託契約約款は個別の委託ごとに定めるものではなく、横浜市で共通のものを使用します。
89	運転・維持管理委託契約特約条項	税金	第7条					長期事業収支を作成する際、既存の租税税率の変更については、消費税等率に変動が生じた場合を除き、税額の上昇リスクを考慮することは可能だと思われます。しかしながら、新たに制定された税については、設置による影響がSPCの事業収支に対する大きなリスクになると思われるため、委託者と受託者で協議したうえで、その負担者を決定することは可能でしょうか。	No.86の回答を参照してください。
90	運転・維持管理委託契約特約条項	履行期間の満了等に伴う運転指導	第11条	2				第3項に基づき受託者が負担することとなる費用を想定するにあたり、本項の運転指導期間のおおよその想定期間をご教示いただけませんかでしょうか。	運転指導の期間については、事業者提案を基本として、協議により決定するため、事業者が想定する期間で費用を算出してください。
91	運転・維持管理委託契約特約条項	修繕業務費中の人件費について	別紙1	1				修繕業務費において、含まれる主な費用として、人件費(簡易な修繕)と人件費(高度な修繕)に分かれておりますが、これら人件費が異なるという認識でよろしいでしょうか。	人件費(簡易な修繕)と人件費(高度な修繕)の金額は、事業者提案により異なる金額を記載しても構いません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
92	運転・維持管理委託契約特約条項	業務対価の支払見込時期に関する規定について	別紙1	2	(1)			本文中に「第5項に定めた額」との記載がございますが、本別紙には「第5項」は存在していません。ご意図の契約又は規定の名称、及び条文番号をご教示下さいませようお願いします。	運転・維持管理委託契約特約条項別紙1第2項第1号の本文中及び表中の「第5項」の記載は、「第5項」ではなく「第3項」です。
93	運転・維持管理委託契約特約条項	表中の業務対価の支払見込時期について	別紙1	2	(1)			表中には「約款第32条による。」と記載されている一方、約款第32条第2項では「部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。」と規定されており、実質的には見込時期をお示しいただいていないものと思料致します。概略でもお示しいただくことをご検討いただけませんか。	支払見込時期に係る条文は、委託契約約款第32条第4項及び第6項に定められています。
94	運転・維持管理委託契約特約条項	運転・維持管理業務に係る対価の支払方法	別紙1	3	(2)			「委託者は、予算の都合による等必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。」とありますが、SPCの運営に関わるため、支払限度額を変更する際は事前に協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
95	運転・維持管理委託契約特約条項	全体スライド条項	別紙2	2				事業費内訳書には、1工事費、2工事費、3運転・維持管理費の項目しかございませんが、運転・維持管理委託契約特約条項 別紙2【全体スライド条項】に記載の、「運転管理費、保守点検費、修繕業務費、水質管理業務費、清掃業務費、ユーティリティ等の調達・管理費、保安業務費、施設見学対応協力業務費、災害、事故の対策及び対応業務費、引継ぎ業務費、その他の費用」の項目別の内訳、さらには同条項p6 表【各会計年度及び各四半期における契約代金の支払限度額】の年度別内訳の表（いわゆる長期収支計画）がなければ、応札後の【全体スライド条項】の協議ができないので、御教示願います。	契約書の一部となる実施要領書第3号-1-2様式の運転・維持管理業務費の各項目に記載された金額を基本として、全体スライドの対象となる単価を協議により決定します。
96	運転・維持管理委託契約特約条項	全体スライド条項	別紙2	2				各参考指標の記載があり、約款第22条3項に「変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める」とありますが、初回の変動前委託金額に用いる入札時の物価指数等は令和2年度の物価指数という認識で宜しいでしょうか。	初回の変動前委託代金額の参照指標は、運転・維持管理委託契約特約条項別紙2第2項で定めるそれぞれの参照指標について、令和2年12月15日（入札期間の初日）時点のものを使用してください。
97	運転・維持管理委託契約特約条項	全体スライド条項	別紙2	2				ユーティリティ等の調達・管理費に記載の「電力費」については、電気料金の改定率算定に「燃料調整費・再生可能エネルギー賦課金」が含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
98	運転・維持管理委託契約特約条項	全体スライド条項	別紙2	2				ユーティリティ等の調達・管理費に記載の「水道費・電力費・ガス費・通信費」については、入札時に使用する前記各費用の単価をご教示願います。	ユーティリティ等の調達先は事業者が選定するため、入札には、選定予定の供給事業者の任意の単価を使用してください。
99	運転・維持管理委託契約特約条項	日銀調査統計局の指標	別紙2	2				別紙2 2 汚泥の処分費及び保守点検費、保安業務費の、「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局）は、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局）との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
100	運転・維持管理委託契約特約条項	日銀調査統計局の指標	別紙2	2				別紙2 2 修繕業務費および薬品費の、「企業物価指数」（日銀調査統計局）は、「消費税を除く企業物価指数」（日銀調査統計局）との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
101	運転・維持管理委託契約特約条項	日銀調査統計局の指標	別紙2	2				別紙2 2 「水道費：原則として、水道料金の改定率」とありますが、基本料金、従量料金毎の計算と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
102	運転・維持管理委託契約特約条項	日銀調査統計局の指標	別紙2	2				別紙2 2 「ガス費：原則として、ガス料金の改定率」とありますが、基本料金、従量料金毎の計算と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
103	運転・維持管理委託契約特約条項	日銀調査統計局の指標	別紙2	2				別紙2 2 「電力費：原則として、電気料金の改定率」とありますが、本特約条項P18 別紙4 「電力費の算出」の記載によれば、事業者には改定協議の権限・義務はなく、「委託者からの請求額に基づく御支払い」のみと考えてよろしいでしょうか。	浄水処理施設から排水処理施設に電力供給する期間の電力費については、そのとおりです。
104	運転・維持管理委託契約特約条項	ユーティリティ費	別紙3	2	(3)	ウ	(エ)	減額又は留保の割合に示された「0.1%」は、各回支払い分に対してとのことですが、ユーティリティ費（水道費、電力費、ガス費、通信費、薬品費等）は、運転・維持管理業務には必要不可欠なものであるため、各回支払い分から除外した上で0.1%を乗じて計算いただくことはできないでしょうか。	原文のとおりとします。
105	運転・維持管理委託契約特約条項	ユーティリティの支払方法 電力の基準額	別紙4	1	(2)			電力費の基準額に電力費の基準額は請求書に記載されている総額とするとの記載がありますが、入札時に使用する浄水処理施設から本施設に電力供給する期間の電力費算出に使用する単価等をご教示願います。	浄水処理施設の電気事業者は、会計年度ごとに契約をするため、電力料金単価等が変更されることがあり、令和3年度以降の電力料金単価等を示すことはできません。入札には、事業者が想定する任意の単価等を使用してください。
106	運転・維持管理委託契約特約条項	動力費の算出	別紙4	1	(3)			按分により比率を算出とありますが、西谷浄水場全体の使用電力量に占める排水処理施設の電力使用量を按分するという理解でよろしいでしょうか。要求水準書別紙21の既設単線結線図を見ると、既設の排水処理側には動力Tr1と動力Tr2に電力メーターが設置されているものと理解します。排水処理側の動力Tr1には対象設備として返送ポンプが含まれており、返送ポンプは水処理側（ろ過池運用）に起因するところが多く、排水処理設備のウエイトは小さいものと考えますが、あくまでも（Tr1+Tr2）の使用電力量を按分するというのでしょうか。なお、按分した場合の使用電力量の実績をご教示願います。また、基本料金も按分するのであれば、水処理側で受電している契約電力および契約種別をご教示願います。	1つ目については、そのとおりです。 2つ目については、排水処理施設に設置されている動力盤で計測する値ではなく、西谷浄水場監視制御設備の帳票システムから水道局が出力した値を使用します。 なお、返送ポンプにより返送される排水を浄水処理施設で使用することは想定していませんが、水道局の要請により返送ポンプを稼働させた場合の電力費については、別途協議します。 3つ目については、排水処理施設側の使用電力量は、年間794,130kWh（令和元年度実績）です。 4つ目については、契約電力は1,300kWで、契約種別は高圧受電季節別時間帯別（令和元年度実績）です。